

目 次

第1章 総 則.....	1
第1節 計画作成の趣旨.....	1
第2節 防災の基本理念及び施策の概要.....	1
第3節 防災をめぐる社会構造の変化と対応.....	4
第4節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱.....	4
第5節 東御市の概況.....	10
第2章 災害予防計画.....	12
第1節 火山災害に強い市づくり.....	12
第2節 災害発生直前対策.....	15
第3節 情報の収集・連絡体制計画.....	16
第4節 活動体制計画.....	18
第5節 消防・水防活動計画.....	21
第6節 要配慮者支援計画.....	26
第7節 緊急輸送計画.....	33
第8節 障害物の処理計画.....	35
第9節 避難受入活動計画.....	36
第10節 孤立防止対策.....	44
第3章 災害応急対策計画.....	47
第1節 災害直前活動.....	47
第2節 災害情報の収集・連絡活動.....	49
第3節 非常参集職員の活動.....	50
第4節 消防・水防活動.....	51
第5節 救助・救急・医療活動.....	52
第6節 避難受入及び情報提供.....	53
第7節 要配慮者に対する応急活動.....	54
第8節 障害物の処理活動.....	55
第9節 農林水産物災害応急活動.....	56
第10節 保健衛生、感染症予防活動.....	58
第11節 遺体の捜索及び処置等の活動.....	59
第12節 義援物資、義援金の受け入れ体制.....	60
第4章 復旧・復興編.....	61
第1節 復旧・復興の基本方針の決定.....	61
第2節 迅速な現状復旧の進め方.....	62
第3節 計画的な復興.....	63
第5章 継続災害編.....	64
第1節 避難対策.....	64
第2節 安全確保対策.....	65
第3節 被災者等の生活再建等の支援対策.....	67

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、市民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に備え、対処するため、雲仙岳噴火災害、御嶽山噴火災害など過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、東御市、県、公共機関、事業者及び市民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、東御市防災会議が作成する「東御市地域防災計画」の「火山災害対策編」として、大規模な火山災害に対処すべき事項を中心に定める。

3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていく。

第2節 防災の基本理念及び施策の概要

東御市北側の山間地は急峻な地形であり、南側山間地は台地で脆弱な地形を有するという自然的条件と近年の都市化、高齢化、情報化等社会構造の変化に対応した防災対策を講じる必要がある。

1 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、東御市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び市民がそれぞれの役割を認識しつつ一体となって最善の対策をとる。

特に、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

(1) 周到かつ十分な災害予防

ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

(ア) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的な災害対策を推進する。

(イ) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

(ア) 災害に強い市づくり、まちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。

(イ) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。

(ウ) 市民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防

災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により市民の防災活動の環境を整備する。

(エ) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。

(オ) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実にともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

(ア) 発災直後は、可能な限り被害規模を早急に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

(イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国籍市民、外国人旅行者など災害対応能力の弱い者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

(ア) 災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。

(イ) 発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制を確立する。

(ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。

(エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。

(オ) 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難場所への収容、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。

(カ) 被災者等への的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。

(キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。

(ク) 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保険衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体の処理等を行う。

(ケ) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

(コ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。

(サ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのイフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。

(シ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。

(3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。

(ア) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。

イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。

(ア) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。

(イ) 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の迅速な復旧を行う。

(ウ) 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、迅速かつ適切な廃棄物処理を行う。

(エ) 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。

(オ) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。

(カ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。

ウ 市、県、防災関係機関は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置をとるものとする。

2 市、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置をとる。

(1) 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画

(2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立

3 市民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等においてお互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を平常時からとるものとする。

4 どこでも起こりうる災害による災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第3節 防災をめぐる社会構造の変化と対応

近年の都市化、高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化により災害脆弱性の高まりがみられるが、県及び東御市はこれらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図る。

・住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下が見られるため、コミュニティ、自主防災組織等の強化が必要である。さらに、障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底を図る必要がある。

第4節 防災上重要な機関の実施責任と

処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域ならびに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 火山防災協議会

活動火山対策特別措置法第4条に規定されている、国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための協議会（以下「火山防災協議会」という。）は、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制の検討・整備を行う。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
東御市	(1) 東御市防災会議、市警戒本部及び市災対本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 噴火警報等に関する伝達、情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 火山災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) 火山防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。 (9) その他防災に関すること。

2 県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	(1) 県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 噴火警報等に関する伝達、情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 火山災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) 火山防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。 (9) その他火山防災に関すること。

3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 関東管区警察局	ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。 イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。 ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 エ 災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。
(2) 関東財務局 (長野財務事務所)	ア 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。 イ 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
(3) 関東信越厚生局	ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 イ 関係機関との連絡調整に関すること。

(4) 関東農政局 (長野県拠点)	ア 災害予防対策 (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 (イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること。 イ 応急対策 (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 (エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 (オ) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。 ウ 復旧対策 (ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 (イ) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
(5) 中部森林管理局	ア 防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 ウ 災害応急対策用材の供給に関すること。
(6) 関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 イ 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ウ 被災中小企業の振興に関すること。
(7) 中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関すること。
(8) 関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなどの危険物等の保安に関すること。 イ 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
(9) 中部近畿産業保安監督部	電気の保安に関すること。
(10) 北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあつせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。
(11) 東京航空局（東京空港事務所松本空港出張所）	ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること。 イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
(12) 東京管区气象台 (長野地方气象台)	ア 噴火警報等伝達、解説に関すること。 イ 防災知識の普及に関すること。 ウ 災害防止のための統計調査に関すること。
(13) 信越総合通信局	ア 地震災害時における通信・放送の確保に関すること。 イ 非常通信に関すること。 ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。 エ 通信機器及び移動電源車の貸出にかんすること。
(14) 長野労働局	ア 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関すること。 イ 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関すること。

(15) 関東地方整備局 北陸地方整備局 中部地方整備局	ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定 (オ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
(16) 中部地方環境 事務所	ア 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。 イ 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。
(17) 関東地方測量部	ア 災害時等における地理空間情報の整備・促進に関すること。 イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。 ウ 地殻変動の監視に関すること。

4 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。 (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

5 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 日本郵便(株)信越支社	ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 イ 災害時における窓口業務の確保に関すること。
(2) J R 会社	東日本旅客鉄道(株) (長野支社) ア 鉄道施設の防災に関すること。 イ 災害時における避難者の輸送に関すること。
(3) 日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。
(5) 日本銀行 (松本支店)	ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 イ 損傷通貨の引換えに関すること。
(6) 日本赤十字社 長野県支部	ア 医療、助産等救助、救護に関すること。 イ 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 ウ 義援金の募集に関すること。
(7) 国立病院機構 (関東信越ブロック)	医療、助産等救助、救護に関すること。
(8) 日本放送協会 (長野放送局)	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。

(9) 日本通運(株) (長野支店)	災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
(10) 電力各社	(中部電力(株)、中部電力パワーグリッド(株)、東京電力ホールディングス(株)) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。
(11) 東日本高速道路(株)	上信越自動車道の防災に関すること。

6 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 土地改良区	ア ため池及び用水路等の防災に関すること。 イ 排水機場の改良及び復旧に関すること。
(2) ガス会社	(上田ガス(株)、帝石パイプライン(株)、長野都市ガス(株)) ア ガス施設の保全、保安に関すること。 イ ガスの供給に関すること。
(3) しなの鉄道(株)	災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
(4) 千曲バス(株)	災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること。
(5) (公社)長野県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(6) 放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)上田ケーブルビジョン) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(7) 長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(8) 医師会、歯科医師会、看護協会	災害時における医療・助産等救護活動の実施に関すること。
(9) 薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
(10) (一社)長野県 LP ガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。
(11) (一社)長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
(12) (社福)長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 信州うへだ農業協同組合 佐久浅間農業協同組合	ア 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 オ 農産物の需給調整に関すること。
(2) 森林組合 信州上小森林組合	ア 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。

佐久森林組合	ウ 木材の供給と物資のあっせんに関する事。
(3) 漁業協同組合 上小漁業組合	ア 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関する事。 ウ 漁船、共同施設の地震災害応急対策及びその復旧に関する事。
(4) 商工会、商工業関係団体 東御市商工会	ア 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 イ 被災組合員の融資、あっせんの協力に関する事。 ウ 災害時における物価安定の協力に関する事。 エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関する事。
(5) 病院等医療施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。 イ 災害時における入院者の保護及び誘導に関する事。 ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関する事。 エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する事。
(6) 社会福祉施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。 イ 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関する事。
(7) 金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関する事。
(8) 学校法人成田会 長野救命医療専門学校	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。 イ 災害時における教育対策に関する事。 ウ 被災施設の災害復旧に関する事。
(9) 危険物施設及び高压ガ ス施設の管理者	ア 安全管理の徹底に関する事。 イ 防護施設の整備に関する事。
(10) 自主防災組織	ア 市が行う災害応急対策の協力に関する事。 イ 被災者の救助活動及び義援金品の募集等の協力に関する事。
(11) 東御市社会福祉協議会	災害ボランティア等に関する事。
(12) その他 (株)エフエムとうみ	天気予報及び気象警報・注意報その他・災害情報等広報に関する事。

8 その他

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
火山防災協議会	ア 火山災害警戒地域毎の警戒避難体制の整備に関する事。 (ア) 噴火に伴う現象（主に、噴石、火砕流、融雪型火山泥流といった噴火直後に人的被害につながり得る噴火現象を想定。火山の実情に応じ、火山ガスや降灰後の土石流なども含む。）と及ぼす影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関する事。 (イ) 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関する事。 (ウ) 噴火シナリオや火山ハザードマップを基に、噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関する事。 (エ) 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」等の一連の警戒避難体制に関する事。 (オ) 登山者や旅行者を想定した訓練の実施に関する事。 (カ) 火山活動の変化等をより早期に把握するため、山小屋の管理人等からの情報が気象庁や大学等の火山監視観測・調査研究機関に速やかに伝達される体制に関する事。

第5節 東御市の概況

第1 自然的条件

1 位置

東御市は、長野県の東部に位置し、東西 10.1 k m、南北 23.3 k m、周囲 80 k m、総面積 112.3 k m²で、

市役所の所在地は

東経 138 度 20 分

北緯 36 度 21 分

標高 533m

の地点で、市の中央に位置する。

北御牧総合支所は

東経 138 度 20 分

北緯 36 度 19 分

標高 520m

の地点で、市の南側に位置する。

東は小諸市に、南は佐久市と立科町に、西は上田市に、北は群馬県嬭恋村と接している。

2 地勢

市の北部は上信越高原国立公園となっており、浅間連峰の三方ヶ峰（2,040m）等の連山を背に南面の緩やかな傾斜を形成し、市の中央部を千曲川が東西に通過している。また、南部に八重原台地、東部に御牧原台地があり変化に富んだ地形である。集落は海拔 480 メートルから 1,100 メートルの範囲に形成されている。

3 地質

北側は第 4 紀の火山噴出物と第 3 紀の堆積物が大部分を占め、集落地の傾斜度は 4 から 6 度であり山間地は 15 度以上で風化侵食に弱い地域が広範囲を占め流出土砂が著しく、川沿地帯は沖積層砂質壤土が主で水害による侵食に弱い箇所が分布しているので治山対策が必要である。御牧原台地、八重原台地共洪積層殖土で粘土質が強く下層土も重粘土化されている。

4 気象

東御市の気候は、気温は平均摂氏 10 度（午前 9 時）で内陸性気候の特色である昼夜の気温の高低、夏冬の気温の較差が大きく、降水量は寡雨乾燥性であり、年平均降水量が 800mm～1,000 mmで県下では最寡雨地帯である。しかし、降雨は特に梅雨期と台風期に多く水害が発生している反面干ばつが多いのも特徴であり冬季の降雨等は少ない。

第2 社会的条件

1 人口

「平成 16 年の市発足当時の総人口は 32,149 人であったが、平成 18 年をピークに減少傾向にある。

市の人口は、令和 3 年 4 月 1 日現在総人口 29,822 人で、男性 14,775 人、女性 15,047 人である。人口密度は 1 k m²当たり 265 人であるが、山林が市の総面積の 46.9 パーセントを占めている。また、広範囲な開発可能地が存在しているが今後は人口減少傾向が続くと予想される。

2 産業

(1) 農業

農業については、従業者が減少傾向を示していると同時に、専業農家（2,015 年 405 戸）、第 1 種兼業農家（2,015 年 125 戸）、第 2 種兼業農家（2,015 年 740 戸）とともに減少しており、従業者の高齢化、後継者の確保が課題であるが最近の農業は機械化、省力化の進ん

だ米作中心になっている。

主要農産物は、果樹、野菜、畜産、水稻、花き、薬用作物等である。

(2) 商業

商業については、田中地区を中心に発展しているが、最寄り品主体の小規模経営にとどまっている。商店における販売は増加しているものの依然上田市・佐久平への客の流出が多いものである。また、浅間サンライン沿いに沿道サービス型の商店が進出という新しい動きもあり、商業においても後継者難が問題である。

(3) 工業

工業については、事業所数、製造品出荷類等横ばい状態だが、産業に占める割合は依然高いものである。業種別に見ると機械系の加工組立型産業が伸びている傾向で、今後は将来性のある優良企業の誘致を進める。

3 交通

当市の東西を通過する国道 18 号は、延長 7,634mあり、市内道路網の大動脈の役割を果たしている。しかし、経済発展に伴い交通量が激増し、機能的にも十分対処できない状況である。一方、主要地方道は、4 路線 32.5 k mであって、地域の産業経済の交流と、地域住民の日常生活に重要な役割を果たしている。特に小諸上田線（浅間サンライン）は国道に次ぐ重要幹線となっている。一般県道 3 路線は基幹道路として歩道と自動車道の分離をして近代的な道路網を確立する必要がある。また、上信越自動車道、及び東部湯の丸インターチェンジは市の高速交通ネットワークの拠点とするものであり、国道、主要地方道、県道の役割もさらに重要性を増すものである。

4 防災をめぐる社会構造の変化と対応

要配慮者の増加が見られるため、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の各施策の展開にあたっては、特別な配慮が必要となる。

第2章 災害予防計画

第1節 火山災害に強い市づくり

第1 基本方針

市は、地域及び各火山活動の特性に配慮しつつ、火山災害に強い市づくりを行う。

第2 主な取り組み

- 1 交通・通信施設の火山災害に対する安全性の確保、治山、治水、砂防事業等の総合的、計画的推進等火山災害に強い市土を形成する。
- 2 総合的災害対策の推進等による火山災害に強いまちづくりを推進する。

第3 計画の内容

1 火山災害に強い市土づくり

(1) 現状及び課題

市内に活発な噴気活動のある火山はないが、近接に浅間山（活火山）があり火山噴火により降灰等が考えられるため平素から準備をしておくことが必要である。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（全部等）

- (ア) 火山災害から市土及び住民の生命、身体及び財産を保護することに総合的・広域的に配慮する。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、各施設の耐震設計及びネットワークの充実などにより火山災害に対する安全性の確保に努める。
- (ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物・施設の安全性の確保等に努める。
- (エ) 火山災害に強い市土の形成を図るため、治山、治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進する。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。
- (カ) 一部の火山現象については、発生後、短時間で居住地域に到達する可能性があることから、生命に危険のある現象の発生前に、住民等の避難を行うことができる体制の構築に努める。
- (キ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、火山防災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

2 火山災害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

都市化の進展に伴う、人口の密集、危険区域への居住地の拡大、及びライフライン等への依存度の増大により火山災害の及ぼす被害は多様化しており、災害に強いまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課・建設課・上下水道課）

(ア) 火山災害に強いまちの形成

- a 必要に応じ、各火山について噴火現象等を想定し、適切な土地利用への誘導を行うとともに、警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、警戒避難体制の強化・拡充を図る。
- b 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が

必要になる場合があることを勘案し、詳細な地形や地形特性を表した地理情報の整備の促進、あらかじめ避難のための道路等の整備の推進に努める。その際、火山の特性を十分考慮する。

- c 登山者等に対する適切な情報提供と安全対策の構築に努める。
- d 火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討し、退避壕・退避舎等の整備推進を図る。
- e 適切な土地利用の誘導、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップの整備を推進する。
- f 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。
- g 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。
- h 火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。
- i 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査する。
- j 火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しいことから、日頃より、火山防災協議会等の枠組みを活用し、国等関係機関、火山専門家等相互に連携して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努める。

(イ) 火山災害に対する建築物等の安全性

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮する。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

- a 上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

(エ) 降灰対策

活動火山対策特別措置法の基づく施策等を推進することにより、火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。

(オ) 災害応急対策等への備え

- a 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図る。
- b 噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民、登山者等へ避難指示等を行わなければならない場合がありえる事に十分留意して災害応急対応を講じる。
- c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- d 防災機能を有する道の駅を防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

(別記参照)

- e 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど協力体制を構築し、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

f 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の処理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。

g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

h 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

i 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

（カ）避難経路の設定

住民、登山者が安全に避難できるように、避難対象地域から避難所等までの避難経路を明確に定めておくものとする。避難経路の設定にあつては火山防災協議会が定める避難計画に基づき定める。

（別記）防災機能を有する道の駅一覧

No.	所在地	道の駅名称	路線名	整備 手法	防災機能		駐車場 面積 (㎡)
					活動 拠点	ヘリポ ート	
1	東御市布下 35 番地 4	みまき	（主）諏訪白樺湖 小諸線	一体型 （県）	○		2,490

第2節 災害発生直前対策

第1 基本方針

火山災害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ、情報伝達体制、避難誘導体制を整備しておく必要がある。

第2 主な取り組み

- 1 火山の異常を把握した際の住民、登山者等に対し、わかりやすい情報提供及び情報伝達手段の体制強化を行う。
- 2 住民の避難誘導体制を整備する。

第3 計画の内容

1 住民、登山者等に対する情報の伝達体制の整備

住民に対する情報の伝達体制の整備、火山情報等の発表の基準、伝達の経路については、気象台との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた際に、登山者等及び日頃から山と接している関係者（以下「火山関係者」という）への情報伝達活動が円滑に行われるよう体制の整備を図る。

2 避難誘導体制の整備

ア【市の実施計画】

- （ア）市は、火山噴火等により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれがある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく必要がある。
- （イ）市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- （ウ）指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

3 災害未然防止活動

- （1）市は大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。
- （2）県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。
- （3）河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備を行う。
 - ・ 所管施設の緊急点検体制の整備
 - ・ 応急復旧のための体制の整備
 - ・ 防災用資機材の備蓄
 - ・ 水防活動体制の整備（水防管理者）
 - ・ ダム、せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川・農業用排水施設管理者）
 - ・ 災害に関する情報についての他市町村との連携体制の整備

第3節 情報の収集・連絡体制計画

第1 基本方針

災害時には、各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

市と関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報が確実に伝達される通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努めわかりやすい情報提供、災害危険性の周知や予測システムの研究に役立てる。

第2 主な取り組み

- 1 確実に情報が伝達されるよう情報伝達手段の多ルート化を推進する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 現況及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性及び確実性が求められる。県、市、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

また、火山に関する情報（以下「火山情報」という。）を一般の人々が行動に結び付けることができるようわかりやすい内容にすることが必要である。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（関係課等）

（ア）県及び関係機関と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図る。

（イ）被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておく。

（ウ）情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用を推進する。

（エ）災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

イ 防災関係機関が実施する計画

（ア）市及び県、防災関係機関と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。

（イ）火山情報を地元の関係者や一般の人々が行動に結びつけることができるよう情報提供に努めるものとする。（長野地方気象台）

（ウ）被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。

2 情報の分析整理

市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等共有化、住民への周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図るものとする。また、火山防災協議会の構成員である火山専門家等の意見を活用できるように努め、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するように努める。（総務課・企画振興課）

3 通信手段の強化

(1) 現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

また、火山情報の伝達は、火山周辺の情報インフラが必ずしも充実しているとは限らないため、特に登山者等への伝達を確実にするため、伝達手段の多重化が必要である。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課）

（ア）災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努める。

（イ）衛星携帯電話、MCA 移動無線、公共安全LTE（PS-LTE）等の移動系の応急対策機器の整備を図る。

第4節 活動体制計画

第1 基本方針

災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等災害時における活動体制の整備を図る。

第2 主な取り組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 3 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 4 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 職員の参集・活動体制

(1) 現状及び課題

災害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課）

(ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。

その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

(イ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

(ウ) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の火山専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

(エ) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト

化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

イ 関係機関が実施計する計画

(ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。

その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、勤務時間外においても、迅速な対応が出来る体制をとるものとする。

(イ) 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

(ウ) ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

市民生活に様々な被害をもたらす災害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。

市には防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課）

(ア) 災害対策基本法第16条の規定により、防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進する。

(イ) 地域の火山対策会議の設置・運営に協力する。

(ウ) 浅間山火山防災協議会

浅間山を取り巻く市町村が県及び関係機関及び火山専門家と、浅間山の火山災害に備えるため、平時から情報の共有化を図るとともに、浅間山の火山災害に関する情報交換と共通課題の研究、噴出時の避難について共同で検討を行うものとする。

イ 関係機関が実施する計画

(ア) 地域を管轄し、又は市の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、市及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

(イ) 浅間山火山対策会議

浅間山を取り巻く市町村が県及び関係機関と、浅間山の火山災害に備えるため、平時から情報の共有化を図るとともに、浅間山の火山災害に関する情報交換と共通課題の研究を行う。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課・総合支所・福祉課）

(ア) 防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。

また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築を図る。

(イ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

イ 関係機関が実施する計画

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

4 複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 市及び関係機関が実施する計画

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部から

の支援を早期に要請することも定める。

5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課）

（ア）業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。

（イ）実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の断続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

情報伝達系統図

震災対策編第3章災害応急対策計画第1節に定める「災害情報の収集・連絡活動」による。

第5節 消防・水防活動計画

第1 基本方針

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制等の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資器材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第2 主な取り組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第3 計画の内容

1 消防計画

(1) 現状及び課題

消防力の整備指針及び消防水利の基準に対する充足率は平成27年4月1日現在63.2%であり、十分な状況であるとはいえない。

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した上田広域消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。

(2) 市及び上田広域連合消防本部の実実施計画（総務課・東御消防署）

上田広域消防計画に基づき、火山災害等大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。

その際、次に掲げる事項について、重点的に取り組む。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。また、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。

また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図る。

(イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。

その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(ウ) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

(エ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的

な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防署、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、火山災害等大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の整備を図る。

(オ) 火災予防

a 防火思想、知識の普及

災害発生時における火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

b 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の管理権限者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

c 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

(a) 可燃物と酸化剤の混合による発火

(b) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

(c) 金属粉、カーバイト等禁水生物質の浸水による発火

(カ) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定める。

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予想される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

(資料6～10 参照)

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

イ 住民及び自主防災組織が実施する計画

住民は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意して、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努めるものとする。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努めるものと

2 水防計画

(1) 現状及び課題

市の河川は、山間地を流下する天然河岸、堀込河道区間が多く、また平坦部の幹線では築堤区間となっており、土石流の発生及び堤防の決壊が予想される。

特に、火山噴火に伴う降灰後においては、泥流等の発生も予想される。

これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課・建設課・農林課）

次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

(ア) 水防組織、消防団の確立・整備

(イ) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄のほか次に掲げる事項

(第3章第8節参照)

a 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認

b 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備

(ウ) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備

(エ) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視

(オ) 河川ごとの水防工法の検討

(カ) 居住者への立退の指示体制の整備

(キ) 洪水時等における水防活動体制の整備

(ク) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結

なお、当市は指定水防管理団体であるので、上記に加えて次の事項を実施する。

(ケ) 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成

(コ) 地域防災計画において、浸水想定区域内にある地下街等（地下街、地下鉄など）の施設の名称及び所在地を定める。

(サ) 地域防災計画において、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。

(シ) 地域防災計画において、浸水想定区域内にある大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。

(ス) (コ) ～ (シ) に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備

なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。

(セ) 水防機関の整備

(ソ) 水防計画の策定

(タ) 水防協議会の設置

(チ) 水防訓練の実施（年一回以上）

・水防技能の習熟

・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発

・発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練

(ツ) 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。

イ 関係機関が実施する計画

(ア) 防災備蓄基地等の整備及び水防用・応急復旧資器材並びに排水対策用の移動式ポンプの備蓄を図るとともに、緊急時において当該資材の確保に当たり、関係業界団体の協力が得られるよう努めるものとする。

(イ) 水防関係機関及び自主防災組織等との連携により、水防技能の習熟と、沿川住民の水防思想の普及啓発を図るため、水防演習等訓練を実施するものとする。

(ウ) 警戒区域の責任分担

- ・消防署 全市
- ・消防団 各分団の警戒区域は下記のとおり。

分団名	区 域
第1分団	加沢・常田・田中・県・本海野・西海野・白鳥台・城ノ前
第2分団	赤岩・片羽・桜井・大石・中屋敷・別府・原口・聖・乙女平・王子平
第3分団	新張・出場・金井・新屋・東町・西宮・姫子沢・滝の沢・湯の丸・祢津南・奈良原・伊勢原・鞍掛自治区・リトリークらかけ
第4分団	東上田・田沢・大川・栗林・海善寺・曾根・東深井・西深井・東入・西入・日向が丘・海善寺北・寺坂・睦
第5分団	上八重原・田楽平・中八重原・下八重原・芸術むら・大日向・光が丘・羽毛山・牧ヶ原・白樺
第6分団	切久保・八反田・本下之城・布下・島川原・田之尻・宮・畔田・御牧原南部・御牧原北部・常満

ウ 防災上重要な施設の管理者等が実施する計画

(ア) 地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（以下「地下街等」という。）の所有者又は管理者が実施する計画

- a 地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。
- b 地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画という。」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛防災組織を設置するものとする。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等についてこれを市長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。（資料 47 の 2 参照）

(イ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画

- a 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。
- b 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

(ウ) 大規模工場等の所有者又は管理者が実施する計画

- a 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。
- b 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、

防災関係に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

第6節 要配慮者支援計画

第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害発生時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。

また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

第2 主な取り組み

- 1 要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努める。
- 2 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 3 要配慮者利用施設の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 4 外国籍市民や外国人旅行者等の観光客が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化など防災環境づくりに努める。
- 5 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第3 計画の内容

1 要配慮者支援計画の作成

(1) 現状及び課題

災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれる。特に、要配慮者のうち避難行動要支援者については、市に名簿作成が義務付けられており、平常時から避難支援体制を構築しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課・福祉課）

市は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努める。また、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

市が、市地域防災計画に定めるべき事項は以下とする。

(a) 避難支援者等関係者となる者

東御消防署長、市消防団長、上田警察署長、市民生委員、市社会福祉協議会長、区長とする。

(b) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件を考慮し対象者とする。

- ①計画や避難指示等の災害関係情報の取得能力
- ②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- ③避難行動を取る上で必要な身体能力
- ④独居等の居住実態、社会的孤立の状況

(c) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- ①市内部での情報の集約

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。

②県からの情報の取得

市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のために必要であると認められるときは、県知事その他の者に対して情報提供を求める。

(d) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つことに努める。

(e) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる事項

①災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

②受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

③避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

④名簿情報の取扱状況の報告。

(f) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

①市は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、高齢者等避難、避難指示の発令等の判断基準を定め、災害時において適時適切に発令する。

②避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その情報伝達について、特に配慮する。

(g) 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

2 在宅者対策

(1) 現状及び課題

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の保健福祉施策等との連携の下に行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課・福祉課）

(ア) 指定避難所の整備

市は、災害発生時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

(イ) 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(ウ) 応援体制及び受援体制の整備

市は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能

な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

（エ）緊急通報装置等の整備

市は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

（オ）避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

市は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、ボランティア団体等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。

（カ）避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

市は、必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努める。

（キ）支援協力体制の整備

市は、福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

3 要配慮者利用施設対策

（1）現状及び課題

高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する社会福祉施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための耐震診断、耐震改修、防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講じる必要がある。

入院患者を有する医療機関が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要となる。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重傷者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討する。

（2）実施計画

ア 市の実施計画（総務課・福祉課）

（ア）非常災害時の整備

市は、社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導する。

（イ）防災設備等の整備

市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄を行うよう指導する。

（ウ）組織体制の整備

市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

(エ) 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

(オ) 応援体制及び受援体制の整備

市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかける。

また、市は、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

(カ) 市は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。

(キ) 市は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

(ク) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

イ 要配慮者利用施設が実施する計画

(ア) 非常災害時の体制整備

社会福祉施設等においては、市の指導の下に、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

(イ) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設等においては、市の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うものとする。

(ウ) 組織体制の整備

要配慮者利用施設等においては、市の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。

(エ) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設等においては、市の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(オ) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設等においては、市の指導の下に、他の社会福祉施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やか

に応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設と施設利用者の受入に関する協定を締結するように努める。

また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。

- (カ) 日本赤十字社東御市地区・小県医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導するものとする。

また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整するものとする。

- (キ) 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。

- (ク) 医療機関においては、県、市及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

- (ケ) ホテル・旅館等の確保

市は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるように担当部署の調整や協定の締結等に努める。

4 外国籍市民、外国人旅行者等、観光客対策

(1) 現状及び課題

外国籍市民等については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。

このため、外国籍市民等に配慮した指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるような防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課・市民課・商工観光課）

(ア) 外国籍市民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

市は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍市民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連携体制の整備を図る。

(イ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

市は、外国籍市民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

市は、外国語版の啓発資料作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍市民等の参加推進などを通じて、外国籍市民等に対する防災知識の普及を図る。

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

市は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(オ) 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

(カ) 外国籍市民等の状況把握及び支援体制の整備

当該地区内における外国籍市民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体の情報収集・連絡体制や避難誘導体制等外国籍市民等に対する支援体制の整備を図る。

(キ) 観光客の安全対策の推進

観光関連事業者（旅館・ホテル等）と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。

イ 関係機関が実施する計画

(ア) 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国籍市民等や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備を図るものとする。

(イ) 医療機関においては、外国籍市民、外国人旅行者に対する応急救護体制の整備を図るものとする。

5 土砂災害警戒区域等の要配慮者関連施設対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川を抱える東御市には、資料 47 のように、多くの要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等に立地している。

要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから被害の拡大が予想される。

このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

(ア) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策

市は、地域防災計画において土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報・避難誘導等に係わる訓練を実施する。

また、市は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

(イ) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

市は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

また、市は、要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

イ 要配慮者利用施設の管理者が実施する計画

土砂災害警戒区域等の要配慮者関連施設（社会福祉施設等、病院に該当するもののほか、それ以外の類型のものも含む）の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの

作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

土砂災害警戒区域及び浸水被害想定区域内に立地し、市防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに、ハザードマップを活用するなどして地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施するものとする。また、水防管理者その他関係者との連絡調整や利用者が避難する際の誘導その他の水災により被害を軽減するために自衛水防組織を置くよう努める。なお、避難確保に関する計画を作成・変更したときは遅滞なく市長へ報告する。

第7節 緊急輸送計画

第1 基本方針

大規模災害が発生したときには、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

第2 主な取り組み

- 1 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
- 2 ヘリポート、輸送拠点等を事前に選定する。
- 3 各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を樹立する。
- 4 緊急通行車両及び、規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、発災時の迅速な運用に備える。

第3 計画の内容

1 緊急交通路確保計画

(1) 現状及び課題

市の道路は、幹線道路が少なく、かつ、狭隘で屈曲区間や橋梁が多いなど、緊急交通路として複数確保が困難な状況にあることから、現道路の防災対策を促進するとともに、災害発生時は適切な交通規制によって、効率的な運用を図らなければならない。また、緊急車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両の移動等を速やかに行うよう体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（市民課・建設課）

（ア）市は、関係機関と協議の上、地域の実情にあった区域内の交通確保計画を策定する。

この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、後述する「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮する。

（イ）東御市建設業協会と締結した災害時の応急措置に関する協定に基づき、役割分担を明確にし、迅速な交通の確保を図る。

イ 関係機関が実施する計画

各機関が管理する道路について災害に強い道路交通網の整備を推進するとともに、それぞれの計画に基づき、総合的な交通網整備を推進するものとする。

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

(1) 現状及び課題

大規模な地震が発生した時には、迅速な救急救助活動と効率的な救援用物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあっては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課・税務課）

（ア）市は、最低1か所以上の「物資搬送拠点及び災害対策用ヘリポート」を確保、指定する。

このヘリポートは、避難所（場所）と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定する。

（イ）自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる「物資輸送拠点」を指定する。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。

(ウ) 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知する。

イ 関係機関が実施する計画

災害時に利用可能なヘリコプターを保有・管理する機関は、緊急用ヘリポート予定場所の実地調査を推進するものとする。

3 輸送体制の整備計画

(1) 現況及び課題

大規模な火山災害が発生した時には、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課・税務課）

(ア) 管内の輸送事業者と連絡を密にし、発災時の協力体制を確保しておく。

(イ) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

(ウ) 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

(エ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して平常時から周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

イ 関係機関が実施する計画

(ア) 東御市は、トラック協会との関係において次の事項を推進する。

a 災害発生時の緊急輸送活動のため、平常時から輸送能力を把握する。

b 緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点等を把握する。

c 緊急輸送ネットワークの形成を図るため、関係事業者及び地方公共団体と連携を強化する。

d 緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ体制の整備に努める。

(イ) トラック協会は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。

(ウ) トラック協会は要請に基づき速やかに緊急輸送体制が確立できるよう、事業者等に対して、活動要領を徹底しておくものとする。

第8節 障害物の処理計画

第1 基本方針

火山活動による火山灰、泥流などにより道路は、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

第2 主な取り組み

- 1 応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。
- 2 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

(1) 現状及び課題

放置車両や立ち往生車両を含む障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

市の実施計画（建設課・農林課）

森林組合等林業関係団体と倒木処理について連絡調整し、あらかじめ体制を整備する。

第9節 避難の受入活動計画

第1 基本方針

災害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、火山噴火や火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者、登山者や旅行者等火山を訪れる人々（以下「登山者」という。）等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）、登山者等に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。

また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、Bベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。

第2 主な取り組み

- 1 要配慮者、帰宅困難者等、登山者等にも考慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 安全な指定緊急避難場所及び、指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
- 3 市は、住宅の確保等を迅速に行うため体制の整備を図る。
- 4 学校、保育園における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第3 計画の内容

1 避難計画の策定

(1) 現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。

また、特に火山災害予想区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（関係課等）

(ア) 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

また、躊躇なく避難指示を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

- a 避難指示具体的な発令基準及び伝達方法
- b 高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法
(高齢者等避難については震災対策編第3章第11節に準ず)
- c 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類
- d 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- e 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- f 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

- (a) 給食措置
- (b) 給水措置
- (c) 毛布、寝具等の支給
- (d) 衣料、日用品の支給
- (e) 負傷者に対する救急救護
- g 指定避難所の管理に関する事項
 - (a) 避難収容中の秩序保持
 - (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
 - (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (d) 避難住民に対する各種相談業務
- h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - (a) 平常時における広報
 - ホームページ、SNS 等による周知
 - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - 住民に対する巡回指導
 - 防災訓練等
 - (b) 災害時における広報
 - ホームページ、SNS 等による周知
 - 広報車による周知
 - 避難誘導員による現地広報
 - 住民組織を通じた広報

なお、市は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意する。

(イ) 避難行動要支援者対策

市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

(ウ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

(エ) 登山者等対策

県及び関係機関と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。

イ 関係機関が実施する計画

- (ア) それぞれの施設管理者は、避難計画を市の指導に基づき作成し、避難の万全を期する。
- (イ) 市の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。
- (ウ) 要配慮者利用施設の管理者は、市の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努めるものとする。

特に、要配慮者関連施設の管理者にあつては、避難誘導に係る訓練の実施等により、市、地域住民、自主防災組織等との連携を強化、避難体制の確立を図るものとする。

(エ) 指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から避難指示等を発令する際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

(オ) 市及び県、関係機関と連携し、登山者等に最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。

ウ 住民が実施する計画

(ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。

- a 家の中でどこが一番安全か。
- b 救急医薬品や火気などの点検。
- c 幼児や高齢者の避難は誰が責任をもつか。
- d 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路はどこにあるか。
- e 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこにおくか。
- f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
- g 昼の場合、夜の場合での家族の分担。

(イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。

(ウ) 避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、マスク等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

エ 企業等において実施する計画

帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

2 指定緊急避難場所等の確保

(1) 現状及び課題

資料 30 のとおり指定緊急避難場所を指定しているところであるが、災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（関係課等）

(ア) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載する。

(イ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

(ウ) 火山の特性から、噴石の降下が予想される等の場合には、退避壕、退避舎その他指定緊急避難場所となる退避施設の整備に努める。

(エ) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。

(オ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。

(カ) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

イ 関係機関が実施する計画

(ア) 管理施設について、市町村の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。

(イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 指定避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（関係課等）

(ア) 指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

(イ) 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(ウ) 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

(エ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

(オ) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、住民等へ周知徹底するよう努める。

(カ) 市は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、必要に応じて、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ避難することができるよう努める。

(キ) 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所とな

る施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

- (ク) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。
- (ケ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、冷暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した設備に努める。
- (コ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。
また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。
- (サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等非難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。
- (シ) テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うもの。
- (ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄設備を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布、マスク等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。
- (セ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。
なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。
- (ソ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受け入れ等について、支援協力体制の確立に努める。
- (タ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めている。
- (チ) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和4年3月改定）、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。
- (ツ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。
特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
- (テ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- (ト) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配

慮する。

- (ナ) 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。
- (ニ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (ヌ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

イ 関係機関が実施する計画

- (ア) 管理施設について、市の指定避難所の指定に協力するものとする。
- (イ) 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

4 住宅確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため市及び県は相互に連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（建設課）

- (ア) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (ウ) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
- (エ) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- (カ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。

5 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

火山の噴火等により災害が発生するおそれのある地域の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（以下この節において「学校」という）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）の生命、身体确保安全に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（子育て支援課・教育課）

多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、

立地条件等を考慮し学校等の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策を立てておく。

(ア) 防災計画

- a 学校長等は、火山災害等が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成に当たっては市、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。
- b 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、市教育員会（以下「市教委」という）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
- c 防災計画には、以下の事項を定めておく。
 - (a) 火山災害対策等に係わる防災組織の編成
 - (b) 火山災害対策等に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
 - (c) 県教委、市、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
 - (d) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
 - (e) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
 - (f) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
 - (g) 児童生徒等の保護者への引渡方法
 - (h) 児童生徒等が登下校の途中で火山災害等にあった場合の避難方法
 - (i) 児童生徒等の救護方法
 - (j) 初期消火と重要物品の搬出の方法
 - (k) 施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物(危険動物を含む。)の点検方法
 - (l) 避難所の開設への協力(施設・設備の開放等)
 - (m) 防災訓練の回数、時期、方法
 - (n) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
 - (o) 火山災害時等における応急教育に関する事項
 - (p) その他、学校長が必要とする事項

(イ) 施設・設備の点検管理

学校等における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

- a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が火山噴火等の衝撃によりどのような破損につながりやすいか留意して点検する。
- b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- c 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止措置がされているかについて点検する。

(ウ) 防火管理

火山災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(エ) 避難誘導

- a 避難経路及び避難場所は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。
 - (a) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする
 - (b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする
 - (c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする
 - (d) 登下校(園)時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする

6 在宅避難者等の支援

(1) 現状及び課題

以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。

ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）

イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）

加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画

住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。

第10節 孤立防止対策

第1 基本方針

当市の地形は、大規模な災害が発生すれば、孤立地域の発生は全くないとはいえない地形を有しているため、孤立地域の発生を防止するため、情報の収集、伝達及び実態の把握、応急体制等の対策が重要である。

第2 主な取り組み

- 1 災害時の孤立地域を予測し、市民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。(孤立予想地域：聖区、湯の丸区、滝の沢区、奈良原区、西入区、東入区)
- 2 孤立予想地域に通じる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回道路確保に配慮した整備を推進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予想について、平常時から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平常時から地域住民の間で準備する。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進する。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第3 計画の内容

1 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

N T T回線以外の活用可能な通信手段及び防災行政無線等（戸別受信機を含む。以下同じ。）の整備に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課、企画振興課）

(ア) 防災行政無線の導入等、災害時の通信手段確保に努める。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとする。

(イ) アマチュア無線局の協力確保について、体制の確立を図る。

(ウ) 孤立する可能性のある集落等に対し、衛星通信等の非常時通信手段の確保を図る。

(エ) コミュニティFM放送（FMとうみ）により、山間地域等への情報通信機能を確保する。

(オ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努める。また、I P電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

2 道路網の防災対策

(1) 現状及び課題

平坦な場所のみではなく、急峻な地形を切り開いて道路が建設されている場合もあるため、その全てについて完全な防災対策を講ずることは不可能であるのが実態である。

したがって、

- 主要路線優先の対策推進
 - 複線化の推進
- を図ることが必要である。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（建設課）

市道の防災対策を推進する。

3 孤立予想地域の実態把握

(1) 現状及び課題

火山等の大規模な災害が発生すれば孤立地域が発生する可能性が高く、その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある住民を平常時から把握し、孤立地域発生時に備える。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（福祉課・商工観光課）

（ア）中山間地域などの集落のうち、道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難又は不可能となるおそれがある孤立予想地域をあらかじめ把握しておく。

（イ）平常時の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき市民の実態を把握しておく。

（ウ）観光地にあつては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。

イ 住民が実施する計画

各地域においては、地域内の要配慮者について平素から把握するよう努めるものとする。

4 自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

大規模な災害発生時には、多くの場所で同時に救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。

人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、市民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課）

（ア）市内全地区における組織結成を推進する。

（イ）災害発生時の活動要領について、教育指導を行う。

（ウ）活動用資機材の整備充実を行う。

イ 住民が実施する計画

孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努めるものとする。

5 避難所の確保

(1) 現状及び課題

孤立が予想される地域ごとに、避難所となり得る施設は整備されているが、各種災害による被害を受けないよう、施設の更新や立地条件の検討にも配慮する必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課・建設課・地域づくり支援課）

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、老朽施設の更新や立地条件の検討について、地区を指導する。

6 備蓄

(1) 現状及び課題

備蓄計画については、震災対策編第2章第12節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時は、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実に鑑み、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課）

孤立化が予想される集落単位での食料品等の備蓄を推進する。

イ 住民等が実施する計画

（ア）孤立が予想される地域の住民は、平常時から備蓄を行うものとする。

（イ）観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

第1 基本方針

火山災害については、その活動状況から、噴火等の災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、噴火警報・予報等の伝達、迅速な避難誘導等、災害発生直前の対策が重要である。また要配慮者については、迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

第2 主な活動

- 1 噴火警報・予報等を迅速に住民に対して伝達する。
- 2 噴火警報・予報等で発表される噴火警戒レベルや警戒事項等に応じた防災対応を行う。
- 3 必要に応じて警戒区域を設定し、住民に対する避難指示等を発令する。

第3 活動の内容

1 噴火警報・予報等の住民に対する伝達対策

(1) 基本方針

火山活動等に異常が見られ、噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報及び火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された時は、住民、登山者等に対して情報の迅速な伝達活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（総務課・企画振興課）

（ア）県から噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、伝達を受けた事項をコミュニティFMラジオ、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等により、関係機関や住民、登山者等へ伝達する。また、放送事業者等は伝達を受けた噴火警報について、住民、登山者等への伝達に努める。なお、市町村は特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル4以上、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者等へ伝達する。

（イ）住民から噴火等の災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに長野地方気象台及び関係機関に伝達する。

イ 住民が実施する対策

火山に関する以下の様な異常を発見した者は、ただちに市長又は警察官に通報するものとする。

（ア）噴煙：噴煙の増加又は減少、色の変化

（イ）火口付近の状態：噴気活動の活発化、新噴気孔出現、硫黄などの昇華物の顕著な付着、硫黄溶融、地割れの出現、火口底の地形変化

（ウ）地熱地帯の状態：地熱地帯の出現又は拡大、地温の上昇、草木の立ち枯れ

（エ）鳴動：異常音の発生

（オ）火山性地震：有感地震の発生

（カ）温泉、湧水：新温泉の湧出、湯量の増加又は減少、温度の変化

（キ）河川、湖沼、井戸などの異常：変色、混濁、発砲、温度の変化、水位の変化、沿岸魚類の移動

（ク）その他：火映、異常臭、動物が鳴かなくなる、動物の死体など

2 防災対応等

(1) 基本方針

噴火警戒レベルが運用されている火山では、噴火警報・予報で発表される噴火警戒レベルに応じて定められた防災対応を行う。噴火警戒レベルが運用されていない火山では、レベルが運用されている火山に準じて、その噴火警報・予報に記載されている影響範囲などに応じた防災対応を行う。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（全部等）

（ア）噴火警戒レベルが運用されている火山では、関係機関と連携を取りながら、レベルに応じて定められた防災対応を行う。

3 警戒区域の設定、避難指示等

(1) 基本方針

火山噴火等により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、警戒区域の設定、高齢者等避難の伝達、避難指示を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（全部等）

（ア）災害が発生するおそれのある場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、平常時からの火山防災協議会等における検討結果に基づき、入山規制、避難指示、警戒区域の設定等を行う。警戒区域の設定に当たっては気象庁の発表する噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む）に応じたものとなるよう、あらかじめ定めるよう努める。

（イ）市は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。

（ウ）災害が発生するおそれのある場合には避難指示等の発令を行い、適切な避難誘導を実施する。住民に対する警戒区域の設定、避難指示等の伝達にあたっては、関係事業者の協力を得つつ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、コミュニティＦＭラジオ、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。

（エ）情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。

（オ）指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、火山の活動状況の概要等、避難に資する情報の提供を行うよう努める。

（カ）警戒区域、高齢者等避難、避難指示の解除をする場合には、国や火山専門家の助言を踏まえるなど、十分に安全性の確認に努める。

イ 住民が実施する対策

避難の際には、出火防止措置をとったうえで、食料、日常品等の備蓄物資を携行するものとする。

第2節 災害情報の収集・連絡活動

第1 基本方針

災害が発生した場合、各防災関係機関はただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次によるものとする。

第2 活動の内容

以下震災対策編第3章 災害応急対策計画参照

第3節 非常参集職員の活動

第1 基本方針

市の地域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速にかつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力するものとする。

第2 主な活動

災害発生のおそれがあるとき又は災害が発生したときは、職員による迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。

なお、災害対策本部設置場所が被災した場合は、周辺庁舎、関係出先機関の庁舎を当てるものとする。

第3 活動の内容

以下震災対策編第3章 災害応急対策計画参照

第4節 消防・水防活動

第1 基本方針

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

- 1 火災による被害の拡大を防止するための初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 洪水等による水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず、住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

(2) 実施計画

消火活動関係

以下震災対策編 第3章 災害応急対策計画参照

第5節 救助・救急・医療活動

第1 基本方針

大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

第2 主な活動

- 1 市、消防機関及び医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、広域受援計画に基づく国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急・医療活動を行う。
- 2 市は、災害派遣医療チーム（DMAT）及び編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。

第3 活動の内容

以下震災対策編 第3章 災害応急対策計画参照

第6節 避難受入及び情報提供

第1 基本方針

火山災害発生時においては、爆発、火砕流、土石流が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市長が中心に計画作成をしておく。

その際、要配慮者についても十分考慮する。

特に市内には多くの要配慮者関連施設が土砂災害警戒区域等内に所在しているため、避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、資料47を参考にしこれらの施設に十分配慮する。

第2 主な活動

- 1 市長等は適切に避難指示等を発令し、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 市長は必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導に当たっては要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 市は避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 県及び市は、広域的な非難が必要な場合は、相互に連携し、速やかな非難の実施に努める。
- 6 県及び市は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 県、市及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

第3 活動の内容

1 高齢者等避難、避難指示

(1) 基本方針

火山災害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて、避難指示等を発令し伝達する。

避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

震災対策編 第3章 災害応急対策計画参照

第7節 要配慮者に対する応急活動

第1 基本方針

災害が発生した際、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、県、市及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要援護者に配慮した避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への収容等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。
- 4 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応が取れる体制を確立する。

第3 活動の内容

市及び関係機関は、相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講じる。

別表

以下震災対策編 第3章 災害応急対策計画参照

第8節 障害物の処理活動

第1 基本方針

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、火山活動に伴う二次的な土砂災害を受けるおそれのある区域を考慮しつつこれら活動を阻害する道路上の火山灰等の火山噴出物（以下「火山噴出物」という。）、泥流、被災車両、倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件については、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

第2 主な活動

- 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として障害となる物件の所有者又は管理者が行う。
- 2 所有又は管理する施設、敷地内の障害物に係る集積、処分については、原則としてその所有者又は管理者において集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。

第3 活動の内容

以下震災対策編 第3章 災害応急対策計画参照

第9節 農林水産物災害応急活動

第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾患の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等により二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

第3 活動の内容

1 農水産物災害応急対策

(1) 基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、市及び農業団体等が協力して行うとともに、病害虫の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

2 実施計画

(1) 実施計画

ア 市の実施対策（農林課）

(ア) 長野県上田農業農村支援センター、農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を長野県上田農業農村支援センターに報告する。

(イ) 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底する。

イ 関係機関が実施する対策

市と連携を取り、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努めるものとする。

ウ 住民が実施する対策

(ア) 市が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病害の発生防止対策を実施するものとする。

(イ) 作物別の主な応急対策

a 水稻

(a) 降灰が付着している水田は、深水にしてかけ流しを行い、灰の除去に努める。

(b) 病害の発生防止のための薬剤散布を行う。

b 果樹

(a) 散水して灰の除去を図る。

(b) 病害の発生防止のための薬剤散布を行う。

c 野菜及び花き

(a) 散水・水洗いを実施し、灰の除去を図る。

(b) 病害の発生防止のための薬剤散布を行う。

d 畜産

(a) 放牧中の家畜は直ちに下牧させ、降灰で汚れた牧草・河川水は採食させないようにする。

(b) 刈取期にある飼料作物、牧草は、灰をよく払い落としての収穫に努める。

e 水産

- (a) 養殖場に流入した降灰はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。
- (ウ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（農林課）

被害状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

イ 関係機関が実施する対策

(ア) 国有林内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講じるとともに、二次災害のおそれがある場合には、下流域等の関係市町村及び関係機関と連携を図りその防止に努めるものとする。（中部森林管理局）

(イ) 市と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに市及び県に報告するとともに応急復旧措置をとるものとする。

ウ 住民が実施する対策

市が行う被害状況調査や応急復旧に協力するものとする。

第10節 保健衛生、感染症予防活動

第1 基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

第2 主な活動

- 1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。
また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。
- 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時には、本部長の命を受けて健康福祉部長が実施責任者となり、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置を行う。

第3 活動の内容

以下震災対策編 第3章 災害応急対策計画参照

第11節 遺体の搜索及び処置等の活動

第1 基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索は、市が、県警察本部、消防機関等の協力の下に実施する。

また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視に当たっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、県医師会、歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処置を遅滞なく進める。

第2 主な活動

関係機関との連携を密にし、遺体の搜索及び検視を行うとともに、多数の死者が生じた場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な処置を施す。

第3 活動の内容

以下震災対策編 第3章 災害応急対策計画参照

第12節 義援物資、義援金の受け入れ体制

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、市は日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入、保管等の公正かつ円滑な実施に努める。

第2 主な活動

1 【義援物資】

- (1) 被災者のニーズを把握し、「受入れを希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間等を公表し、支援を呼びかける。

なお、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることから「個人からの義援物資は受け入れない」などの方針を状況に応じて公表する必要がある。

- (2) 各関係機関が受け付けた義援物資については、需給状況を勘案し、効果的に配分する。

2 【義援金】

- (1) 市、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、共同募金会等関係機関は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。

なお、市が募集する義援金については災害対策本部が募集及び受付の実施を決定し、その取扱いについては災害義援金募集要綱（以下「要綱」という。）により定める。

- (2) 義援金の配分にあたっては、市、日本赤十字社東御支部、市社会福祉協議会、共同募金会等関係機関による「災害義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）を組織し、寄託された義援金を迅速かつ公正に被災者に分配する。

第3 活動の内容

以下震災対策編 第3章 災害応急対策計画参照

第4章 復旧・復興編

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

第1 基本方針

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 主な活動

- 1 原状復旧か又は計画的復興かの基本方針を早急に決定する。
- 2 復旧・復興に当たり必要に応じ他の自治体への支援を求める。

第3 活動の内容

1 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針

市は迅速な原状復旧又は計画的な復興を目指す基本方向を早急に決定し、実施に移る。

以下震災対策編第4章 災害復旧計画参照

第2節 迅速な現状復旧の進め方

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

第2 主な活動

- 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し災害防止の観点から改良復旧を行う。
- 2 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。
- 3 被災市町村からの要請により、職員派遣を行う。

第3 活動の内容

1 被災施設の復旧等

(1) 基本方針

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行う。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置を取る。

以下震災対策編第4章 災害復旧計画参照

第3節 計画的な復興

第1 基本方針

大規模災害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被地域の再建方針として、更に災害に強い市づくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 主な活動

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑、及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備。
- 2 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりの実施。
- 3 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合の各機関の連携による復興の促進

第3 計画の内容

- 1 防災まちづくり

以下震災対策編第4章 災害復旧計画参照

第5章 継続災害編

継続災害への対応方針

火山噴火等が長期化する場合には、被災の状況、噴火等の動向を勘案しつつ、安全対策を含む復興計画を必要に応じて作成する。

以下は、災害が長期化した場合に講ずべき対策の指針である。

第1節 避難対策

第1 基本方針

通常の一過性の災害とは異なり、火山災害においては、火山活動が長期にわたり土石流等が、反復する継続的災害となる場合も考えられる。

その場合長期間にわたって、災害と「つきあっていく」ための情報伝達、避難等のための体制が必要となる。

第2 主な取り組み

- 1 火山現象に関する情報の伝達体制を整備し、避難誘導体制を強化する。
- 2 土石流等の長期的な反復の可能性のある場合は、一方的な避難施設を建設する。

第3 取り組みの内容

1 情報伝達体制の整備及び避難誘導体制の強化

(1) 基本方針

災害の長期化が予想される場合には、災害発生等の情報の伝達を迅速かつ的確なものとし、避難誘導に活かせる体制を整備して災害に備える必要がある。

(2) 実施計画

ア 市及び関係機関が協力して実施すべき対策

災害の長期化が予想される場合には、県、市、関係機関は互いに協力し合って、観測所等の観測情報、災害発生の情報等が関係機関や住民にいち早く伝達され、住民が迅速に避難でき、又、現場で応急対策を行っている防災関係業務の従事者等が、避難できるようなソフト面、ハード面の整備を行う必要がある。

イ 市の実施対策（総務課）

市は、避難指示等の発令基準の設定、住民、登山者等への通報体制の整備、避難誘導体制の整備、警戒区域の設定等を行う。

2 一時的な避難施設の建設

市は、土石流、火砕流等が長期間反復して起こる場合は、火山活動の活発化、降水等により被害が予想される場合等に、一時的に住民等が避難できる施設を建設する。

第2節 安全確保対策

第1 基本方針

雲仙普賢岳の噴火に見られたように火山活動は、一度本格化すると長期化する可能性が高い。また、いつ沈静化するかとの予測は難しく根気強い監視が必要である。

近接する浅間山という活火山があり、活動活発化に備え監視体制を整える必要がある。

また、災害が長期化した場合には、住民の生活を確保するため、応急仮設住宅等の建設をする。場合によっては、災害が継続中であっても将来の復興を考慮に入れた応急活動を実施する必要がある。

第2 主な取り組み

- 1 監視施設の整備を推進し、安全確保に対しの確な情報を得よう監視体制を整備する必要がある。
- 2 住民生活を確保するため必要に応じて、応急仮設住宅等を建設する。
- 3 将来の復興を考慮に入れた計画的な応急対策を実施する必要がある。

第3 取組みの内容

1 火山泥流、土石流等の安全確保対策

(1) 基本方針

監視施設等により得る情報を早急かつ的確に処理し、警戒避難に関する情報を提供する。
活動の状況を見て可能な対策工事を実施する。

(2) 実施計画

火山活動の情報を伝え、的確な警戒避難体制を敷くための体制を整備する。

2 応急仮設住宅、災害公営住宅の建設等

(1) 基本方針

災害が長期化した場合には、住民の生活を確保するため、必要に応じて応急仮設住宅、災害公営住宅の建設等をする。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（総務課・建設課）

(ア) 災害救助法が適用された場合

- a 県に対し、市町村公有地又は私有地の提供をする。ただし、私有地を提供する場合は、市長は敷地所有者と賃貸契約を行う。なお、敷地所有者から契約期間の履行について法的担保を求められた場合は、裁判所において即決和解を行う。
- b 知事の委任を受けて、市長は、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
- c 被災者の状況調査をし、入居者の決定の協力を行う。

(イ) 災害救助法が摘要されない場合

- a 応急仮設住宅の設置戸数を決定する。
- b 建設用地を確保する。ただし、私有地については、(a)の但し書きに留意する。
- c 応急仮設住宅の設計を行う。
- d 建設業者との賃貸借契約を行う。
- e 工事監理、竣工検査を行う。
- f 入居者の決定には、高齢者、障がい者等の優先的入居に配慮する。
- g 応急仮設住宅の維持管理を行う。

(ウ) 災害公営住宅

被災地域で500戸以上、もしくは、一市町村の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅

を建設する。

(エ) 既存公営住宅の再建

既存公営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

3 将来の復興を考慮した対策

継続的な災害の場合には、災害が継続中であっても、必要に応じて復興のための措置を実施する必要がある、応急活動と復旧活動を同時に行われなければならない場合もある。

県及び市町村は、連携を取りあって、応急活動の段階から、将来の災害に強いまちづくりを視野に入れた、応急活動が復興の第一歩となるような対策を講じる必要がある。

第3節 被災者等の生活再建等の支援対策

第1 基本方針

火山災害が長期化した場合、地域に経済的、社会的に重大な影響を与えることが予想される。

一日も早い地域の復興のためには、場合によっては、災害が継続中であっても、安全性に配慮しつつ被災者の再建のための支援や、被災した施設の復旧等の復興へ向けた措置を実施する必要がある。

第2 主な活動

- 1 被害継続中における生活支援等の被災者支援策を実施する。
- 2 被災施設の復旧等の復興を図る措置を実施する。

第3 活動の内容

1 生活支援等の被災者支援対策

(1) 基本方針

災害が長期化した場合、被災者は職場そのものを失ったり、事業の再開の見通しが立たない、農地の荒廃により農業の継続が困難になる等、生活のための収入の道をたたれ、生活再建が困難となる場合も予想され、被災者の生活再建のためには、積極的な支援策が必要となる。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（税務課・建設課）

災害が長期化し、被災者の生活の再建が困難となった場合、被災者の生活支援のため以下のような支援策について検討を要する。

- (ア) 生活安定のための支援（生活資金の貸付等）
- (イ) 住宅の確保（住宅再建時の助成及び資金の融資）
- (ウ) 事業の維持、再建への支援（金融対策、移転再開経費等の援助等）
- (エ) 再就職と雇用の安定（職業訓練、就職奨励）

2 被災施設の復旧等復興を図る措置

災害の長期化により、地域社会に重大な影響が及ぶ場合、災害継続中においても被災した施設の復旧にとどまらず、被災地域全体の復興のための措置の実施が必要となる。

被害が広範囲にわたり地域社会に重大な影響を及ぼしている場合、県及び市は関係機関の協力を得て地域の特性、災害の特性を考慮した上で、地域全体の復興のための総合的広域的な対策を講じる必要がある。

また、その施設が被災した場合、災害継続中であっても、火山活動の状況を踏まえつつ、できる限り安全な場所に同等の機能を果たす施設の再建を行う。